

習志野市障がい者地域共生協議会 vol. 9



「チャレンジドオ
フィスならしの」
は、習志野市が障
がいのある方を市
の非常勤職員とし
て雇用し（三年有
期限）職務経験を
積む中で、一般企
業等へのステップ
アップを図ること
を目的に、平成二
七年四月にスター
トしました。現在
オフィスでは総務
部人事課三名の支
援者（常勤一名、
嘱託二名は交代）
のもと、四名のス
タッフが障害者就
業・生活支援セン
ターあかね園のバッ
クアップを受けな
がら働いています。

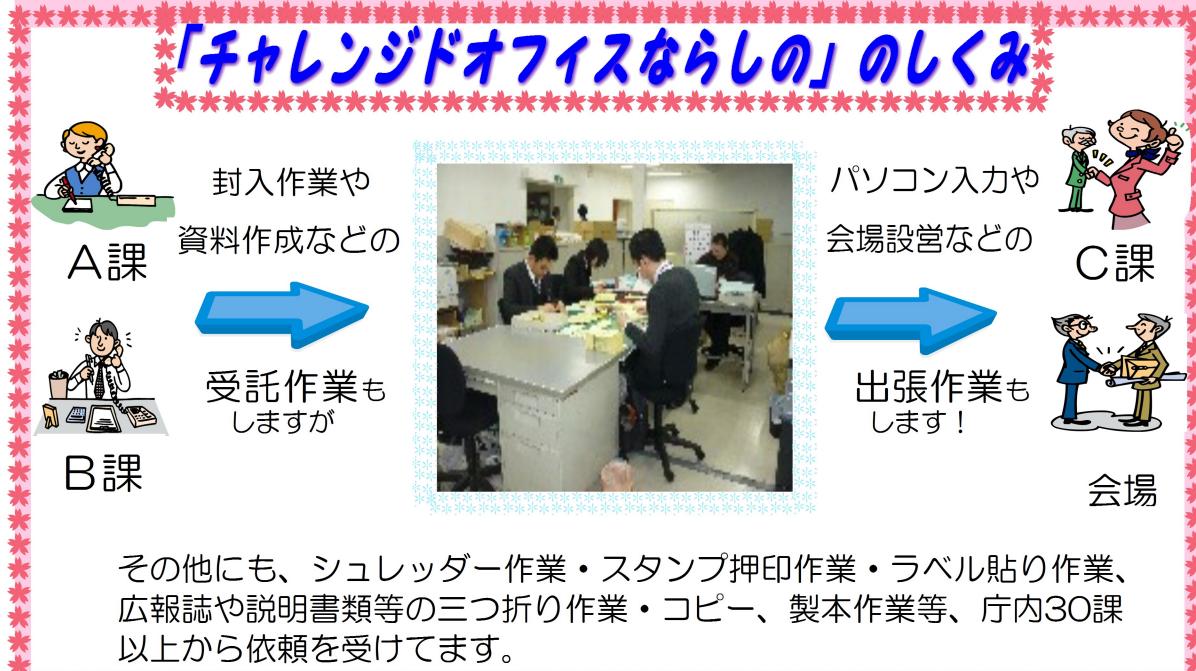
会場に出向く等、多様な経験を通して企業就労に必要なスキルを身につけていきます。依頼元の各課からは「本来業務に専念しやすくなつた」「非常に精度の高い仕事をしてくれている」等、評価の高い声が聞かれているようです。

オフィスの設立は、こうした庁内の業務を通じ、障がいのある方とない方が「共に働く」環境を作りだし理解の促進に繋がつていていることにも大きな意味があります。

この四月にオフィスは開設から二年目を迎え、一般企業への採用を目指すスタッフにとっては、就職を意識した活動が本格化していきます。就業・生活支援セン

一步、先

へ。「チャレンジドオフィス」とはたくさんの人に知つてほしい取り組み



その他にも、シュレッダー作業・スタンプ押印作業・ラベル貼り作業、広報誌や説明書類等の三つ折り作業・コピー、製本作業等、庁内30課以上から依頼を受けてます。

障がいのある方が地域で自立して働くことを目指す上で、実際の職場の見学や体験の機会は非常に貴重なものとなっています。役所内でのこういった取り組みを皆様におります。習志野市役所内でのこういった取り組みを皆様にも知つて頂くと共に、地域の皆様からも「採用」というかたちだけではない、様々な経験や体験の機会の提供に、ご理解とご協力を宜しくお願ひします。

ターの協力を得ながら、この一年での成長や課題を整理し、新たな目標設定を行なながら、地域の企業への見学、職場体験を重ね、企業への採用を狙つていくこととなります。また、年限内にスタッフを企業就労へ繋げていくこと、そして府内をはじめ、市民に対する理解がより促進していくことの成果が問われてくる年となります。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました！

平成28年4月に施行されたこの法律では、すべての国民が、障がいの有無によつて分け隔てられることなく共生する社会の実現を目指して、事業者や国・地方公共団体等に対し、次のような取扱いや配慮が定められました。



「不当な差別的取扱い」の禁止

「不当な差別的取扱い」とは

正当な理由なく、障がいを理由に、排除、制限などにより権利を侵害することを言います。



「不当な差別的取扱い」の例

- 車いすを使用しているので店に入店させない。
- 障がいがあるから、アパートを貸さない。
- 障がいがあるから、スポーツクラブや習い事教室などの入会を断る等。



国、地方公共団体



事業者



国、地方公共団体

法的義務

努力義務



事業者

※雇用の場においては、障害者雇用促進法により事業所が行う合理的配慮の提供は法的義務となっています。

「ならとも交通安全見守り隊」を募集しています！

習志野市障がい者地域共生協議会では、障がいを持つ子どもたちが、安全に安心して登下校できるよう、地域で見守るボランティア活動を実施しています。「おはよう！」の声かけや、荷物を持つお手伝い等、朝15分だけの短時間ボランティアと一緒に始めてみませんか。

日時：平日 7:40～7:55 場所：習志野市泉町の公務員住宅前のバス停

編集後記

▼ルーティン。この言葉は、ラグビーの五郎丸選手の「お祈りポーズ」や、大相撲で先場所優勝した琴奨菊の動作「琴バウアー」で、耳にした人は多いだろう▼二人に共通しているのは、緊張する時ほど同じ動作をすることによって、精神の安定が図られること▼精神の障がいを持っている人も、同じことがいえるかもしれない。同じ動作を繰り返す人は、私達には心の中までは分からぬが、無意識にそうしているのかもしれない▼そういう視点から見ると、障がいを持っている人もそうでない人も、一緒だな。と思えてくる(I)

お問い合わせ

習志野市障がい者地域共生協議会
(事務局) 習志野市障がい福祉課
習志野市鷺沼1丁目1番1号
(仮庁舎3階)

tel: 047-453-9206
fax: 047-453-9309

ホームページ:<http://www.city.narashino.lg.jp/joho/keikaku/shogai/jiritushienkyoungikai.html>